

焼津市競争入札参加資格審査 新規登録申請要領（役務）

焼津市競争入札参加者の資格に関する要綱に基づく新規登録申請の方法等は以下のとおりです。

1 提出方法

- 郵便による送達又は持参（受付月の末日必着）
- 提出書類はA4サイズ（原本類がA4でない場合は、A4に変倍）で作成し、番号順に重ねてください。

2 提出先（問合先）

〒425-8502 焼津市本町二丁目16番32号
焼津市総務部契約検査課契約担当
電話 054-626-1119（直通） F A X 054-626-1136

3 受付期間等

- 受付期間は、下表の各受付月の初日から末日までです。

受付月	審査月	登録日
6月	7月	8月1日
10月	11月	12月1日
2月	3月	4月1日

- 各受付月の末日が土・日曜日又は祝日の場合は、前日の平日を期限日とします。
- 審査により入札参加資格を備えていると認められた場合は、登録日から入札参加資格の効力が発生します。
- 入札参加資格者名簿（焼津市競争入札参加資格登録業者一覧）をホームページで公開します。

4 登録受付業種

- 別表を参照してください。

5 申請要件

- 新規申請を行うためには、次に定める入札参加資格要件をすべて備えていなければなりません。
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しないこと。
 - (2) 登録を受けようとする業種に必要とする法令又は条例に基づく許可、登録、届出等（以下「法令の許可等」という。）について、別表に定めがある場合は、当該法令の許可等を有していること。
 - (3) 入札参加資格審査申請日の1年以上前から申請に係る事業を行っていること（申請に係る法令の許可等を受けてから1年以上その事業を営んでいることをいう。）。
 - (4) 法人税（個人事業主の場合は、所得税）並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
 - (5) 焼津市が課税するすべての税の滞納がないこと。
 - (6) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 役員等（申請者が個人事業主である場合にあってはその者を、申請者が法人である場合にあってはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第

77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)であること。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が、経営に実質的に関与していること。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していること。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

6 業者区分

■申請者が有する本店等の主たる営業所の所在地に基づき次のとおり区分します。

- (1) 市内業者 焼津市内に主たる営業所を有する者
- (2) 市外業者 市内業者以外のもの

7 提出書類

- (1) 提出部数 1部
- (2) 提出書類

提出書類名		備考	業者区分	
			市内	市外
1	焼津市競争入札参加資格申請書	様式1号(申請区分の □役務 を選択)	○	○
2	登録希望業種表(役務)	様式2号	○	○
3	事業に必要な法令の許可等の証明書類の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・様式2号記載の登録希望業種に係る法令の許可等の証明書、登録証など ・申請日において有効期間内のもの ・様式2号記載の登録希望業種に係る任意制度の登録証など 	△	△
4	登記事項証明書等	いずれも発行日から3か月以内のもの(写し可)		
	法人の場合	商業・法人登記現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書	○	○
	個人事業主の場合	ア 身分証明書(事業主が日本国籍の場合で本籍地の市区町村が発行したもの)又は住民票(事業主が外国籍の場合) イ 成年被後見人等として登記されていないことの証明(全国の法務局、地方法務局の本局戸籍課窓口へ申請してください。郵送による場合は東京法務局への申請となります。)	○	○
5	業務経歴書	様式5号 ・様式の内容を満たしていれば、書式は問いません。 ・登録希望業種ごとに作成してください。ただし、直近2年以内に実績がない業種については提出不要です。	○	○

6	業種調書	様式6号 ・該当する登録等があれば、登録等の有無の欄に○をつけてください。 ・有資格者人数は、人数のみ記入し、職員個人の資格証は提出不要です。	△	△
7	財務諸表	・貸借対照表、損益計算書（写し可） ・終了した直近の事業年度分のもの	○	○
8	納税証明書等	いずれも発行日から3か月以内のもの（写し又は国税の電子納税証明書を可とする）		
	法人の場合	ア 焼津市が課するすべての税について滞納繰越分も含め未納がないことを証明するもの（焼津市が発行する完納証明書） ※1	○	△
		イ 国税（法人税、消費税及び地方消費税）について未納の税額がないことを証明する納税証明書（税務署様式その3の3） ※2	○	○
	個人事業主の場合	ア 焼津市が課するすべての税について滞納繰越分も含め未納がないことを証明するもの（焼津市が発行する完納証明書） ※1	○	△
イ 国税（申告所得税、消費税及び地方消費税）について未納の税額がないことを証明する納税証明書（税務署様式その3の2） ※2		○	○	
9	使用印鑑届兼委任状 ※3	様式3号（委任期間の設定不要）	○	○
10	印鑑証明書	発行日から3か月以内のもの（写し可）	○	○
11	誓約書	様式4号	○	○
12	組合員名簿	事業協同組合や協業組合等の場合	△	△
13	共同受注規約	事業協同組合や協業組合等の場合	△	△
14	会社要覧	事業内容等を要約したなるべく簡易なもの	任意提出	
15	提出書類チェックリスト	様式7号（当該提出書類とともに提出）	○	○
適用： 「○」は提出必須。「△」は該当する場合に提出。				

【注】

※1 「焼津市が課するすべての税について滞納繰越分も含め未納がないことを証明するもの（焼津市が発行する完納証明書）」について

○ご提出いただく書類は、完納証明書です。納税証明書ではありませんのでご注意ください。

○焼津市役所本庁舎内の市民課又は大井川庁舎内の大井川市民サービスセンターで、税証明書交付請求書にて完納証明書を請求してください。その際に運転免許証などの身分を証明するものが必要です。

○焼津市が課する税について滞納繰越分も含め未納がある場合は、未納分を納付していただいた後、一定期間を過ぎないと完納証明書が発行されませんのでご注意ください。

○市外業者の方は、課税されている場合には提出してください。未提出でのちに申請日時点での未納が確認された場合は、入札参加資格者名簿から抹消されますのでご注意ください。

※2 「法人税、申告所得税、消費税及び地方消費税に関する納税証明書」について

- 免税業事業者の方についても未納がない旨の納税証明書（法人の場合は、税務署様式その3の3。個人事業主の場合は、その3の2。）が発行されますので、必ず提出してください。
- 電子納税証明書で提出する場合は、メールタイトルを「入札参加申請・納税証明書在中 ○株式会社」等とし keiyaku_kensa@city.yaizu.lg.jp へ電子メールを送信してください。

※3 代理人及び委任先営業所の登録について

- 代理人を定める場合は、使用印鑑届兼委任状の「2. 受任者が本市と契約する場合」にて届け出てください。
- 代理人は1人とし、その代理人が属する1営業所のみ登録できます。登録希望業種ごとに分けて複数の代理人や複数の委任先営業所を登録することはできません。
- 法令の許可等が必要な業種については、委任先営業所に許可等が必要な場合があります。当該業種の登録を希望するときは、許可等を有していない営業所を委任先とすることはできません。
- 焼津市では下記8に示すように「更新制」を採用しているため、委任期間を定める必要はありません。代理人の変更がない限り提出した委任状は有効です。代理人を変更する際に変更届とともに新たな委任状を速やかに提出してください。

※4 「受付の確認」について

- 申請書提出の際には、市からは、申請書類が受付されたことを証する受付票は発行しません。
- 受付確認が必要な方に対しては、以下のとおり対応します。
 - ・申請書類送達の場合は、切手を貼付した確認用はがき（返信先を記入のこと）を同封していただければ、受付印押印後、速やかに送付します。
 - ・申請書類持参の場合は、様式1号の写しをご用意いただければ、受付印押印のうえ返却します。

※5 各様式について

- 提出書類の各様式は、当市ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてください。

<https://www.city.yaizu.lg.jp/business/bid-contract/sanka-toroku/sanka-ekimu/shinki.html>

8 入札参加資格の有効期間と更新申請の手続きについて【重要】

- 焼津市では、入札参加資格審査申請については、「更新制」を採用しています。
- 更新制は、入札参加資格者の「決算日」を基準にして一定の有効期間を与えるものです。つまり、入札参加資格者ごとに有効期限日が異なります。この有効期限日の10日前までに所定の更新申請を行うことで、入札参加資格が更新されます。
- 新規登録申請又は更新申請の際に提出する財務諸表の基準となった決算日の属する月の翌月から起算して2年6カ月目が有効期限となります。
- 「焼津市競争入札参加資格審査 更新申請要領（役務）」及び「入札参加資格の更新申請Q&A」を必ず参照してください。

9 変更事項の届出について

- 入札参加資格者名簿に登録された事項に変更が生じた場合は、速やかに届出を行ってください。
- 詳細は「焼津市競争入札参加資格 変更届出要領（役務）」を参照してください。

10 業種追加登録申請について

- 新規登録後に業種追加登録を希望する場合は、新規登録申請と同様の受付期間（6月、10月、2月）に、申請をしてください。
- 詳細は「焼津市競争入札参加資格審査 業種追加登録申請要領（役務）」を参照してください。

11 入札参加資格者名簿からの抹消について

■入札参加資格者が次のいずれかに該当するときは、入札参加資格者名簿から抹消します。

- (1) 個人事業主が死亡したとき。
- (2) 個人事業主が廃業したとき。
- (3) 法人が合併又は破産手続開始決定等により消滅し、又は解散したとき。
- (4) 法人が合併又は破産手続開始決定以外の理由により解散したとき。
- (5) 入札参加資格要件に該当しなくなったとき。
- (6) 登録業種がすべて抹消されたとき。
- (7) 入札参加資格者名簿の登録事項に変更が生じた場合に届出を怠ったとき。
- (8) 申請内容に虚偽があったとき。
- (9) 入札参加資格者名簿からの抹消を申し出たとき。

■入札参加資格者が次のいずれかに該当するときは、当該登録業種を入札参加資格者名簿から抹消します。

- (1) 入札参加資格者が登録業種に必要な法令の許可等を失ったとき。
- (2) 入札参加資格者名簿に登録された営業所が登録業種に必要な法令の許可等を失ったとき。
- (3) 入札参加資格者が登録業種について、その事業の廃止又は入札参加資格者名簿からの抹消を申し出たとき。

12 電子入札について

■焼津市では役務の提供に係る契約については、電子入札を利用していません。

13 審査結果について

■入札参加資格審査の結果、登録月から入札参加資格者名簿への登録が認められた場合、各申請者あてに個別の審査結果の通知は行わず、審査月下旬に、当市ホームページに審査結果の一覧を掲載しますので、ご確認ください。

■なお、入札参加資格審査の結果、入札参加資格者名簿への登録が認められない場合は、否認した旨を通知します。

別表

業種区分		業務事例	登録業種に必要とする法令の許可等
大業種	小業種		
設備等保守	消防設備保守	消火設備・火災報知器・避難器具・警報装置・非常用電源装置等の保守点検	消防法第17条の3の3に基づく消防設備士又は消防設備点検資格者の在籍（常用雇用）
	電気設備保守	自家用電気工作物・受電及び配電設備・照明等の保守点検	電気事業法第43条及び第44条に基づく電気主任技術者（第1種～第3種）又は電気工事士法第3条に基づく電気工事士の在籍（常用雇用）
	空調設備保守	空調設備の保守点検	
	通信設備保守	電話交換設備・無線通信設備・テレビ共聴設備等の保守点検	
	昇降設備保守	エレベータ・荷物リフト等の保守点検	建築基準法第12条第3項に基づく建築士（1級・2級）、建築基準法施行規則第4条の20第2項に基づく建築基準適合判定資格者検定合格証を保有している者又は同項に基づく登録昇降機検査資格者講習修了者のいずれかの在籍（常用雇用）
	自動ドア保守	自動ドアの保守点検	
	体育設備・遊具保守	プールろ過機、遊具、体育施設設備等の保守点検	
環境衛生管理	建築物清掃	庁舎・床・ガラス等の清掃	
	建築物空気環境測定	室内の空気環境測定	
	建築物飲料水貯水槽等清掃・保守	貯水槽・受水槽・高架水槽等の清掃	
	飲料水水質検査	飲料水の水質検査	
	消毒・殺菌・害虫駆除	ねずみ・昆虫駆除、室内消毒等	
	浄化槽保守点検	浄化槽の保守点検	静岡県浄化槽保守点検業者登録条例第2条に基づく浄化槽保守点検業者登録（焼津市が営業区域に含まれていること。）
警備	施設警備	宿直・夜間警備	警備業法第4条に基づく警備業認定（静岡県外に主たる営業所がある場合は、同法第9条に基づく静岡県内の営業所設置の届出もされていること。）
	会場警備	イベント警備	警備業法第4条に基づく警備業認定（静岡県外に主たる営業所がある場合は、同法第9条に基づく静岡県内の営業所設置の届出もされていること。）
	機械警備	監視・警報機器等による警備	警備業法第4条に基づく警備業認定及び同法第40条に基づく機械警備業の届出（静岡県外に主たる営業所がある場合は、同法第9条に基づく静岡県内の営業所設置の届出もされていること。）

別表

業種区分		業務事例	登録業種に必要とする法令の許可等
大業種	小業種		
廃棄物処理	産業廃棄物収集・運搬	産業廃棄物の収集、運搬	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項に基づく産業廃棄物収集運搬業許可
	産業廃棄物処分	産業廃棄物の処分	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項に基づく産業廃棄物処分業許可
	特別管理産業廃棄物収集・運搬	特別管理産業廃棄物の収集、運搬	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業許可
	特別管理産業廃棄物処分	特別管理産業廃棄物の処分	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項に基づく特別管理産業廃棄物処分業許可
測定・分析・検査	大気・臭気測定分析	大気測定・分析・計量証明事業	
	水質分析	水質分析・計量証明事業	
	土壌分析	土壌分析・計量証明事業	
	騒音測定	騒音測定	
	振動調査	振動調査	
	特定計量証明事業	ダイオキシン類の測定	
	衛生検査	保菌検査、血液検査等	臨床検査技師等に関する法律第20条の3に基づく衛生検査所登録
作業環境測定	作業環境測定	作業環境測定法第33条に基づく作業環境測定機関登録	
人材派遣	一般事務・受付・料金収納	一般事務・接客窓口・料金収納	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第5条に基づく労働者派遣事業許可又は同法附則の一般労働者派遣事業の許可等に関する経過措置により労働者派遣事業の許可を受けたものとみなす者
	データ入力	データ入力(パンチ)	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第5条に基づく労働者派遣事業許可又は同法附則の一般労働者派遣事業の許可等に関する経過措置により労働者派遣事業の許可を受けたものとみなす者
	電話交換	庁舎等電話交換	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第5条に基づく労働者派遣事業許可又は同法附則の一般労働者派遣事業の許可等に関する経過措置により労働者派遣事業の許可を受けたものとみなす者
関係事	会場設営	会場設営	
	選挙看板設置	選挙看板設置	

別表

業種区分		業務事例	登録業種に必要とする法令の許可等
大業種	小業種		
運送・運搬	引越し	事務所等の引越し・荷物運搬	貨物自動車運送事業法第3条に基づく一般貨物自動車運送事業許可又は同法第36条に基づく貨物軽自動車運送業届出
	メール便配送	広報紙、市民カレンダー等配送	貨物自動車運送事業法第3条に基づく一般貨物自動車運送事業許可又は同法第36条に基づく貨物軽自動車運送業届出
	貸切バス運行	貸切バス運行	道路運送法第4条に基づく一般貸切旅客自動車運送事業許可
計画策定等	行政計画	総合計画、福祉、環境等の計画策定	
	調査統計	意識調査・世論調査・アンケート、健診受診勧奨業務	
施設運転管理	水道施設・配水場施設	水道施設運転管理	
	下水道施設	下水道施設運転管理	
	病院施設	病院施設運転管理	
不動産鑑定等	不動産鑑定業務	不動産鑑定	不動産の鑑定評価に関する法律第22条第1項に基づく不動産鑑定業者登録
	登記手続業務	登記手続き	土地家屋調査士法第8条第1項に基づく土地家屋調査士名簿登録者の在籍（常用雇用）
クリーニング	クリーニング	クリーニング	クリーニング業法第5条に基づくクリーニング所開設届出
	医療関連クリーニング(基準寝具類)	布団、毛布、シーツ、枕、病衣等の洗濯	医療関連サービスマーク（寝具類洗濯）認定又は、医療法施行規則第9条の14に規定する基準に適合
	医療関連クリーニング(基準寝具類以外)	白衣、手術衣等の洗濯	クリーニング業法第5条に基づくクリーニング所開設届出
医療機器 保守等	滅菌	医療機器等の院外滅菌消毒	医療関連サービスマーク（院外滅菌業務）認定又は、医療法施行規則第9条の9に規定する基準に適合
森林 整備	森林整備	森林間伐（特殊伐採を含む除伐、間伐作業）	
システム 構築・保守	システム構築・保守	システム構築・保守	